

65歳以上の方(第1号被保険者)の

介護保険の保険料

平成21~23年度版



介護保険制度は、住み慣れた地域でいつまでも健やかに暮らせるように、また介護が必要になっても、安心して自立した生活を送れるように、社会全体で支えていこうというしくみです。

介護保険の財源

介護保険制度は、40歳以上の方に納めていただく保険料と公費(税金)を財源に運営しています。



半分以上を公費でまかさないです

一人ひとりの保険料は介護保険の大切な財源です。みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。



介護保険料

Q&A



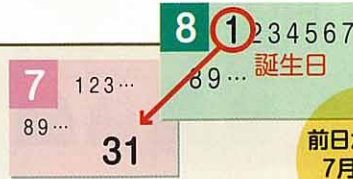
Q サービスを利用しなくても保険料は納めるのですか？
納めた保険料は返してもらえますか？

A 65歳以上の方の保険料は、地域の介護サービスをまかなう大切な財源になっています。ですから、医療保険と同様に、保険料をお返しすることはありません。介護保険は、助け合いの精神に基づく社会のしくみです。どうぞご理解ください。

Q 保険料はいつから納め始めるのですか？

A 保険料は、65歳の誕生日の前日の属する月の分から納めます。

8月1日生まれのわたしは？



前日が属する7月分から納めます

- 8月1日が65歳の誕生日の方 → 7月分から納めます
- 8月2日が65歳の誕生日の方 → 8月分から納めます

Q 所得が少なくても保険料を納めなければならないのですか？

A 所得の少ない方については、負担が大きくなるように低い保険料額が設定されています。どうぞご理解ください。
なお、災害や扶養者の方の失業などで、保険料を納めることが難しい場合は、保険料の減免や猶予が受けられる場合もあります。困ったときは、お早めに市町村の介護保険担当課にご相談ください。



保険料を滞納すると？

特別な事情がないのに、保険料の滞納が続く場合、未納期間に応じて給付が一時差し止めになったり、利用者負担が1割から3割になったりする措置がとられます。保険料は必ずお納めください。



1年間滞納した場合

- サービス利用時の支払い方法の変更(償還払いへの変更)

サービスを利用したとき、いったん利用料の全額を自己負担しなければなりません(9割相当分は後で市町村から払い戻されます)。

1年6カ月間滞納した場合

- 保険給付の一時差し止め
- 差し止め額から滞納保険料を控除

市町村から払い戻されるはずの給付費(9割相当分)の一部または全部を、一時的に差し止めるなどの措置がとられます。なお滞納が続く場合は、差し止められた額から、保険料が差し引かれる場合もあります。

2年以上滞納した場合

- 利用者負担の引き上げ
- 高額介護サービス費の支給停止

介護保険料の未納期間に応じて、本来1割である利用者負担が3割に引き上げられたり、高額介護サービス費が受けられなくなったりします。